

## 第7号議案

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部改正について

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

道路占用料の額の改定に準じて、使用料又は占用料の額の改定を行うため提案する。

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市公共用物の管理に関する条例（昭和51年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

使用の種類	区 分	単 位	使用料
電柱類	第1種電柱	1本1年につき	円 950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	9
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	5
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700
	広告塔	表示面積1平方 メートル1年につき	2,400
その他のもの	使用面積1平方 メートル1年につき	1,700	
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	51

	の			
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	77	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	100	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	150	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	200	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	360	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	510	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル 1年につき	1,000	
通路	上空に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	1,200	
	地下に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	710	
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,700	
露店及び商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートル1日につき	24	
	その他のもの	使用面積1平方メートル1月につき	240	
看板類	看板 (アーチであ	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240

	るものを除く。)	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	標識		1本1年につき	1,400
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		1本1日につき	24
	その他のもの		1本1月につき	240
アーチ	車道を横断するもの		1基1月につき	2,400
	その他のもの		1基1月につき	1,200
工事施設及び工事用材料置場			使用面積1平方メートル1月につき	240
その他の目的に使用する場合			使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.0464を乗じて得た額

(蒲郡市河川占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 蒲郡市河川占用料等徴収条例（平成12年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

占 用 の 種 類		単 位	占用料の額
耕地として占用する場合		1平方メートル 1年につき	円 15
電柱類	第1種電柱	1本1年につき	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900

	その他の柱類	1本1年につき	85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	510
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	510
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル 1年につき	1,000
その他の場合	近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により固定資産課税台帳に登録された価格を基準として市長が定める額		

（蒲郡市倉舞港管理条例の一部改正）

第3条 蒲郡市倉舞港管理条例（昭和59年蒲郡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条、第11条関係）

港湾施設	区 分			単 位	使用料の額
野積場	一般利用の場合			1平方メートル 1日につき	円 2.3
	専用利用の場合			1平方メートル 1月につき	35.2
泊地	主たる停係場として常時利用する場合	漁船	総トン数5トン未満	1隻1月につき	88
			総トン数5トン以上20トン未満	1隻1月につき	132
			総トン数20トン以上	1隻1月につき	220
	その他の船舶	総トン数20トン未満	1隻1月につき	220	
		総トン数20トン以上100トン未満	1隻1月につき	550	

		総トン数100 トン以上	1隻1月につき	1,100
港湾施設 用地	港湾施設を設ける場合		1平方メートル 1年につき	605
	柱類 を設 ける 場合	第1種電柱	1本1年につき	950
		第2種電柱	1本1年につき	1,500
		第3種電柱	1本1年につき	2,000
		第1種電話柱	1本1年につき	850
		第2種電話柱	1本1年につき	1,400
		第3種電話柱	1本1年につき	1,900
		その他の柱類	1本1年につき	85
	線類 を設 ける 場合	共架電線その他上空に設 ける線類	1メートル1年 につき	9
		地下電線その他地下に設 ける線類	1メートル1年 につき	5
	塔類 を設 ける 場合	変圧塔	1基1年につき	1,700
		広告塔	表示面積1平方 メートル1年につ き	2,400
		その他の塔類	1平方メートル 1年につき	1,700
	管類 を設 ける 場合	外径が7センチメートル 未満のもの	1メートル1年 につき	36
外径が7センチメートル 以上10センチメートル 未満のもの		1メートル1年 につき	51	
外径が10センチメート ル以上15センチメート ル未満のもの		1メートル1年 につき	77	
外径が15センチメート ル以上20センチメート ル未満のもの		1メートル1年 につき	100	

	外径が20センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	150
	外径が30センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	200
	外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	360
	外径が70センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	510
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	1,000
	その他の工作物を設ける場合	1平方メートル1年につき	1,210
	工作物を設けない場合	1平方メートル1年につき	605

(蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部改正)

第4条 蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例（平成12年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	区 分	単 位	金 額
水域等占用料	港湾施設を設ける場合	1平方メートル1年につき	円 120
	柱類を設ける場合		
	第1種電柱	1本1年につき	665
	第2種電柱	1本1年につき	1,050
	第3種電柱	1本1年につき	1,400
	第1種電話柱	1本1年につき	595
	第2種電話柱	1本1年につき	980

	第3種電話柱	1本1年につき	1,330
	その他の柱類	1本1年につき	59
線類を設ける場合	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	6
	地下電線その他地下に設ける線類	1メートル1年につき	3
塔類を設ける場合	変圧塔	1基1年につき	1,190
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	1,680
	その他の塔類	1平方メートル1年につき	1,190
管類を設ける場合	外径が7センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	25
	外径が7センチメートル以上10センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	35
	外径が10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	53
	外径が15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	70
	外径が20センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	105
	外径が30センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	140
	外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	252
	外径が70センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	357

	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	700
	漁業用工作物を設ける場合	1,000平方メートル1月につき	2
	その他の工作物を設ける場合	1平方メートル1年につき	240
	工作物を設けない場合	1平方メートル1年につき	120
土砂採取料	土砂を採取する場合	1立方メートルにつき	200

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。